

令和 2 年度

2 月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和 3 年 2 月 1 5 日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第34号」については、後日公表されるものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和2年度1月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第31号 県議会に提出する教育に関する事務に係る議案について

教育政策課長、高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

新規の事業を企画して実行してということが計画されていて、全体として特色のある事業が生まれていくのかなという期待があります。その中で「ひむか未来マイスター・ハイスクール事業」についてなんですけれども、宮崎では普通系と産業系が50対50という特色のある構成になっていますが、産業革命といわれるくらい非常に難しい時代なので、今、この職業系の生徒さんがこれから進む方向やプログラムの内容を見直さないといけない大事な時期だと思います。それに対応する事業を挙げてらっしゃるといのは、本県の教育にとって非常に大事なことだと思いますので、力を入れてやっていただきたいですし、地元企業の方々にも応援していただきたいと思います。

教育長

あとで説明がありますが、今回の補正予算では、ポストコロナの教育対策ということで産業教育に総額20億円をさらに追加して、産業教育について力を入れていこうという内容となっております。それだけ投資するということですので、委員がおっしゃったように産業教育についてしっかり取り組む必要があると思います。これまでの補正と合わせると、今年度だけで約30億円近くを実施することになるので、およそ100年分を一度に整備していくという計算になりますから、地元企業の代表としても御指導いただいて、一丸となって進めていくことが大切だと考えております。県教育委員会としてもしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

木村委員

6、7ページの「新時代のみやざき高等学校教育魅力化推進事業」に関してですが、先日の2月3日に都道府県教育委員研修協議会にリモートで参加させていただき、その際の分科会のテーマが「高等学校の魅力化」だったのですが、各県の教育委員の方々和各県の課題や取組などについて意見交換を行ってきました。どの県も少子化に伴う学生の減少だったり、他県や他の地域へ学生が流れてしまうなどの問題点があ

り、宮崎県と同じような状況でした。その中でも特に印象的だったのが、鳥取県が高等学校の学校案内のパンフレットを小学生向けに作って各小学校に配布するという取組や、高校の寮を全て無料にするといった取組をされており、和歌山県では就職先がどうしても大阪になってしまうので、キャリア教育の充実に力を入れて地元就職してもらおうような取組をされているという発表がありました。宮崎県でも取り入れるといいような取組がありましたので、御報告させていただきます。

教育長

高校生未満の層にしっかり高校の魅力を伝えていくことで地元での高校進学を考える方が出てくるでしょうし、将来の担い手を育てるという意味でも大切となる取組だと思います。ありがとうございます。

高木委員

新規の事業ですが、コロナの対策については単年度で事業期間が設けられているのは分かるのですが、高校教育課における二つの新事業は令和3年度から令和5年度までという設定で実施するようなのですが、その後令和6年度以降について継続的に担保されているお考えなどありましたら、教えていただきたいです。

高校教育課長

まず、「新時代へのみやざき高等学校教育魅力化推進事業」につきましては、国庫支出金と人口減少対策基金を財源とした事業でありますけれども、地域とのプラットフォームを整備しながら地域に根ざした学校づくりを進めたいと思っておりますので、それを持続できるように改善事業や支援事業をやっていきたくと考えております。また、遠隔授業などICT機器を活用した授業については、機器は整備されましたので、教員の研修を充実させてフル活用し、魅力化の向上に努めていきたくと考えております。さらには、先ほど委員から御紹介いただいたように、小規模化する学校の広報なども継続的にやっていきますし、県外からの留学等も検討を進めていきたくと考えております。続きまして8、9ページの「ひむか未来マイスター・ハイスクール事業」ですが、まずは国のスタートアップといいますか、工業系のところで工業高校と地域産業界、そして地元自治体が一体となって進めていき、それが軌道に乗れば地元の力もお借りしながら継続的なビジョンで進めていくように計画しております。将来的には工業系にとどまらず別の分野でも進めていけたらと考えております。

高木委員

予算的な確約はない中で、令和6年度以降は努力をするということなのか、それとも獲得を目指していくということなのでしょう。

高校教育課長

まず魅力化事業については、組織づくりなど連携を図りながら、少しずつではありますが予算確保を目指していきたくと考えています。マイスター・ハイスクール事業については、今、地域産業界のほう非常に前向きに動いていただいておりますので、その辺りのお力をお借りすることが可能になるような制度づくりをしていけたらと考えております。

教育長

2ページを見ていただくと、先ほど教育政策課長から説明がありましたが、当初予算は教育委員会の一般会計約7億円余が減額となっておりますが、教職員課の増減内容のところを見ていただくと学校職員費がマイナス12億3千万円減っております。こ

これは、各年齢層の人がフラットに平均化されていればいいのですが、いびつな年齢構成になっておりますので、年齢が高く人件費の高いところに多くの職員がいて、その方たちが抜けた分に若く人件費の安い職員が入ってくるので、例え総数が変わらなくても新陳代謝で12億円分落ちるといいますから、教員の人件費だけで12億円マイナスとなっています。ということは、差し引きすると人件費以外の部分は5億円ほど増えているわけですので、人件費が原因で約7億円が減額となっていることについては御理解いただければと思います。これまでも大量採用の問題は別でありましたけれども、どうしても退職者が多いために人件費の減額が大きく出てしまい、全体としてマイナスとなっているところです。その点、補足させていただきました。

松田委員

4ページの「元気・夢・将来応援プロジェクト事業」ですが、目的・背景のところ、教育委員会施策を紹介するYouTubeチャンネルの開設とありますが、今も「みらい・みやぎきまなび隊」という民放での番組をされていますけれども、それとの違いというのはどういったところになるのでしょうか。

教育政策課長

現在、テレビ等におきましても教育委員会における施策のPRを行っておりますが、今はネット社会で高校生もYouTubeを見ている方がたくさんいらっしゃるという状況がございます。よって、今回は委託事業として専門家のアドバイスを受けながら完成度の高いYouTubeチャンネルを作りまして、さらなるPRを図っていきたいと考えております。また、高校生だけでなく一般の方々や中学生にも見ていただきたいと思っておりますし、高校生ができるだけ自ら参加するような形で作っていき、広くたくさんの方々に学校のことをPRしていきたいと考えております。

教育長

総務省の統計では、中高生はもはやテレビを見る時間よりYouTubeを見る時間数のほうが上回っているというデータもあり、時代はYouTubeの時代になってきているということのようですね。それでは、三つの事業についてはここまでとして、次の事業の説明に進みたいと思います。

特別支援教育課長、教職員課長、生涯学習課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

松山委員

14ページのコミュニティ・スクールの関係ですが、先ほど高校教育課の事業で中山間地域の高校に関する説明の中で、同じように地域コミュニティを支える人財による人財育成という事業があったと思うのですがけれども、この事業とは全く別なのか、連携する予定があるのかについて教えてください。

生涯学習課長

コミュニティ・スクールの仕組みにつきましては小中高で変わらないのですが、事業自体は別々のものになります。ただ、目指すものは同じでありまして、義務教育の段階から、例えば我々の所管しております地域学校協働本部の中で、学校でやるべき

こと、地域の課題として取り組むべきこと、そして地域と学校が一緒になって取り組んでいくべきことと様々ではありますが、地域と学校が一体となって取り組むことで地域への郷土愛を育んだり、郷土の課題に目を向けることができる、自然とそういった子供たちを育てていく体制を整備することによって、高校の段階でのコミュニティ・スクールもさらに育っていくのではないかと考えているところです。

松山委員

では、先ほど説明を受けた分は義務教育に限った事業ということになるのでしょうか。

生涯学習課長

はい、義務教育の部分での取組ということになります。

松山委員

それぞれに相当な予算をかけてされる事業ですので、もちろん義務教育での取組を基礎として高校教育においても活用されると思うのですが、同じ時期にされる事業であれば、横の連携といったところも工夫していただけたらと思いました。

生涯学習課長

ありがとうございます。現在、当課のほうでは実践研究交流会などを行っているのですが、その中でも、県内の高校生がコミュニティ・スクールの中で出た御意見を参考にしながら行っている素晴らしい取組等を毎年発表していただいております。そういった意味では、今後とも連携をしながら取り組んでいきたいと考えております。

島原委員

12ページの「スクール・サポート・スタッフ配置事業」に関してですが、先生方は児童生徒の指導をする中で十分な時間を確保するのに苦労されているということですが、働き方改革を進める中で先生方をサポートする体制を整えることは大変重要ですので、いい事業だと思います。事業効果のところ「事業環境に専念できる環境を整える」と「教員の業務負担軽減」とあるのですが、確実に達成していくと効果は出てくると思いますが、ただ、これがどのくらい効果につながっているのか検証しながら進めていかないと、人を投入してなんとなく時間ができたということではダメだと思います。この事業効果をどのように見える化するかが非常に大事なポイントだと思いますので、そこを考えつつ事業を作っていくだけでいいと思います。

教職員課長

「スクール・サポート・スタッフ配置事業」については、令和元年度から検証事業ということでスタートしておりますが、その中で令和元年度に配置した学校で前年度と比較をした場合、年間700時間ほどスクール・サポート・スタッフが入っており、週で考えると20時間程度となるのですが、先生一人に対して一月に8時間程度の業務時間の削減が見られたとの効果が出ておりますので、そこを基準にして来年度からも配置していきたいと考えております。

島原委員

そこで生まれた時間をどういかしていくかということも常に考えていらっしゃるということでしょうか。

教職員課長

今年度は、新型コロナの関係でスクール・サポート・スタッフの業務が増えておりますので詳細には検証できていない部分がありますが、教育活動に専念できる環境という点についても大きな効果が出ているということです。来年度も継続をお願いしているということです。

高木委員

スクール・サポート・スタッフはどのように募集をして、どのような人を対象として考えておられるのでしょうか。

教職員課長

特別な資格等はありません。地域で学校を支援してくださる方や学校の教育に理解のある卒業生の保護者、地域の業務に詳しい元教員の方などが現在御活躍いただいております。また、特別支援学校については障害者福祉施設に所属する卒業生が雇用されているという現状もございますので、そのようなことも踏まえながら任用を進めていきたいと考えております。

高木委員

分かりました。次に「特別支援学校スクールバス感染症対策事業」についてですが、スクールバスの安定的な運行とともに運行委託料も削減できるということなのですが、スクールバスを購入することで固定資産が増えて、人件費や維持費、燃料費などの固定費がかかってくると思いますが、それらと比べても運行委託料の削減のほうが効率的ということでしょうか。

特別支援教育課長

購入する単年度だけで比較すると購入費用のほうが高くなるわけですが、引き続き委託のみで運行することと比較すると、購入したほうが将来的に経費を節約できることから購入することとしております。また、スクールバスを購入することで委託業者がバスを準備することができないという事態を避けることができ、安定運行につながると考えております。

高木委員

スクールバスは、特に特別支援学校のお子さんはただ乗せるということだけではなくて、日によって調子が違ったりすることもあるでしょうから、そういった意味での人の安定という面もあると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、購入に当たっては入札をされたりするのでしょうか。

特別支援教育課長

車椅子が乗ることができる仕様である必要もありますし、各学校のルート等も示した上で入札を行う予定としております。通常のバスを改修してリフトバスへ仕様を変更するということが多少時間がかかりますので、購入して運行させるまでしばらく時間がかかりますが、その辺りを見込んで入札を行う予定としております。

教育長

では、この四つの事業はここまでとして、次の説明に移りたいと思います。

スポーツ振興課長、人権同和教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

木村委員

20、21ページの「チーム学校で子どもを支える教育相談体制推進事業」について、「④ 教育相談窓口の充実」ということで新たにLINEを活用した窓口を設置するということですが、家庭の問題だったり学校の問題だったり色々あると思いますが、こういった方がどのように解決までの支援をしてくださるのでしょうか。

人権同和教育課長

これは小中高全ての子供たちを対象とした相談窓口となっております、まず対象につきましては相談があった方全てという形になります。現在、県の教育研修センターではふれあいコールというものを開設しておりますが、それと対象は同一となります。

島原委員

同じく21ページに、いじめ問題の解決に向けた支援チームの派遣時間数の増加とありますが、これまでの取組ではこの派遣時間がどのくらい不足しているのか、また増加というのはどのくらいを想定しているのかを教えてください。

人権同和教育課長

緊急な支援を要する事案も増えておりまして、現在はほぼ予定されていた21時間を全て消化するような状況でございます。時間数の増加後は64時間を予定しておりまして実質43時間増えることとなりますが、今後懸念される時間数を見込んで、対応を充実させていきたいと考えております。

島原委員

関連して、学校の図書室を預かる司書の方もいらっしゃると思いますが、図書室は本の貸出しだけではなく、子供たちへ様々な指導をされていると聞きますので、チーム学校を全体として見るときにその辺りの充実も考えていただければと思います。読書の良さというのは様々なところで言われていますし、学校で本を読む体制を充実するというとは別に、図書室は学校の中でも大切なスペースだと思うので、今回は既に事業プランは出来上がっていると思いますが、今後はチーム学校の中でそういったことも検討していただければと思いますので、御検討をよろしく申し上げます。

松田委員

18、19ページの「地域部活動推進事業」について、月曜日から金曜日までは学校の先生方が、休日に関しては地域の方がという取組のようですが、令和5年度以降はどれくらいの規模で高校の部活動を地域の方に移行されるのかを教えてください。

スポーツ振興課長

この事業につきましては中学校を対象としております。令和5年度以降については、宮崎県の状況を見たときに令和5年度からすぐに全ての学校で地域へ部活動を移行できるのかということも含めて、研究してまいりたいと考えております。やはり人材確保であったり、その人材を取りまとめる組織が、宮崎県ではこういった形であればいい形を作れるかを研究しながら、働き方改革と持続可能な部活動の運営の両立を図

っていきたいと考えているところです。

松田委員

数年前にも、市町村によっては中学校の部活動について部活動指導員という形で、いくつかの部で地域の方を活用した事例があったと思うのですが、それを踏まえて今回は休日に特化したということによろしいのでしょうか。

スポーツ振興課長

今回の事業については休日に特化しております。部活動指導員につきましては、平日を基本にしながら、今後も継続して配置をしながら働き方改革等を進めていきたいと考えているところです。

高木委員

同じく「地域部活動推進事業」ですが、地域の指導者の方には、土日だけであっても学校教育の一環である部活動だという認識を持っていただかなければいけないということと、主たる顧問は学校の先生だと思うので、地域指導者のための研修会の実施とありますが、上手に連携を図っていただいて、二人の指導者がいるということで子供たちが混乱しないように取り組んでもらえれば、働き方改革にもつながりますし非常にいい実践研究になるのではないかと思います。学校教育の一環であるということやもちろん体罰は許せないということ、そしてその学校の校長先生のお考えを理解しているということが大変重要だと思いますが、その辺りのお考えなどありますでしょうか。

スポーツ振興課長

部活動につきましては学習指導要領にも位置づけられておりますとおり、学校の教育活動の一環として進められるものですので、それを地域指導員の方へ理解していただかなければならないと考えております。これまではどちらかというと顧問一人に一つの部活動全てを任せていた時代でしたけれども、これからは複数で一つの部活動を運営していくという考え方が必要と考えておりますので、そういったシステムづくりについてこの事業を通して研究していきたいと考えているところです。

松田委員

総合型地域スポーツとの絡みもあるのでしょうか。

スポーツ振興課長

地域指導者を派遣する組織の一つとして、総合型地域スポーツクラブも想定できるのではないかと考えているところです。また、地域の競技団体等もございますので、そういったところと学校がうまくマッチングができるかという点も研究の一つになってくると思います。

高木委員

チーム学校で子供を支える事業の21ページの「④ 教育相談窓口の充実」は先ほどLINEを使ってというお話がありましたが、この対象者に子供は入っているのか、それとも保護者のみなのかを教えてください。

人権同和教育課長

対象は児童生徒のみであり、保護者は対象となっております。

高木委員

子供たちは色々な背景を抱えていると思うので、丁寧に対応してあげないとLINEを活用しなくなるかもしれないですし、変な悪用をする危険性も伴ってくるのかなと思うのですが、24時間というのは即時に対応されるのでしょうか。

人権同和教育課長

県教育研修センターに配置しているふれあいコールというのがあります。平日及び土日の朝8時半から夜9時までの電話受付を行っており、祝日と1月1日から1月3日は休みとなっております。ふれあいコールで対応していない時間をSOSダイヤルで対応しており、総じて24時間体制になるという仕組みになっております。

高木委員

夜間も対応するというのは大変ですね。皆さん電話で切羽詰まって勇気を出して悩みを相談してこられると思います。各種の民間団体やNPO法人なども電話相談をされていたりしますが、経験だけではなく人権意識や電話対応のノウハウもある程度ないと、誰でもはできないことですので、人選や研修なども十分考慮していただければと思います。

教育長

では、次の説明に移りたいと思います。

教育政策課長、高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

高校の教育関係の施設としては廃止するということですが、残った施設はどのような取扱いになるのでしょうか。

高校教育課長

施設につきましては公有財産調整委員会というものが知事部局のほうにございまして、その委員会においてどういう使い方をするかということを検討されることとなっております。

教育長

公有地の活用については、県の所有物なので、まずは県で活用するところはないか各部局で確認していきまして、活用するところがないということになれば次は市町村へ行政的に活用できるかどうかを確認し、それもないことであれば民間への払い下げと順を追って検討していくということになります。

教育長

その他御意見等ございませんか。

それでは次の説明に移りたいと思います。

教育政策課長、高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

島原委員

産業教育の充実に向けてかなり力を入れていただき非常にありがたいと思います。経産省のほうも各地方の中小企業が事業を再構築するための補助金を出すということをやっているくらい、これから中小企業の産業自体も変わっていくと思いますので、それを支える意味で産業分野のことがよく理解できている生徒さんを世に送り出していくということは非常に大事なことだと思います。その中でこういった最先端の機器を揃えていただくということは、同時に先生方にもそれを指導する能力が必要だと思いますので、その辺りはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。また、マイスター・ハイスクール事業の中でもありましたが、企業との連携をどのように進めて、地域で教育力をアップしていくかということへのお考えもお聞かせいただけないでしょうか。

高校教育課長

かなり高額な大きな装置ですので、まずは業者等にお願いすることが最初かなと思います。PC端末を使えば操作はできるようになっていると聞いておりますので、校内に設置した後、しっかり研修を行って利用促進を進めていきたいと考えております。その他の普及や人材育成については、地域と連携しながら使うことも可能だと思いますし、オープンラボのような形で地域の方を呼び込んで活動したいという学校も出てきているようですので、地域に根ざした学校の実現や高度な技術力を持った人材の育成にもつながっていくと考えております。

木村委員

GIGAスクール構想についてですが、低所得者世帯への端末やルーターの整備というのはとてもありがたいと思うんですけども、子供が家に持って帰った時に、何のために持って帰ったのかを保護者が理解しないといけないと思います。家庭でも安全にオンライン教育が受けられるように、参観日の時などにGIGAスクール教室みたいなものがあれば、保護者も目的を理解できますので、そういった必要もあると思いますので御検討ください。

松山委員

GIGAスクール構想のところなのですが、低所得者世帯等の生徒が使用するためとありますが、使用に所得制限がかかっているのか、それとも数字を設定するためにアンケートを取られた結果このような記載になっているのか、というところをお聞きしたいです。

高校教育課長

高校教育課では高校生への奨学給付金等の事業を行っており、非課税世帯や生活保護世帯は把握しておりますので、それで把握したところ12月末時点で約3,300名が受給対象ということが分かったので、それに100名分を加えて3,400台という機材を設定したところです。その他の基準は国が示したものでありますので、その基準に沿って判断をしております。

松山委員

今後、理想としては台数が増えてさらに多くの生徒が使用できるほうが良いと思うんですけども、例えばこの台数の割り振りによって使用できたりできなかったりといった差があるといけないので、その辺りの調整など考えられていれば教えていただきたいと思います。

高校教育課長

この数を準備した際に、生徒本人や保護者の利用についての希望もあるでしょうし、本県で進めておりますBYODという個人端末を持ち込んで利用をしたいという希望もあると思いますので、丁寧に生徒や保護者に説明しながら希望される形で叶えてあげたいと考えております。

松山委員

今後も事業が拡大されて台数が増えたりする予定はあるのでしょうか。

高校教育課長

今の時点では、低所得者世帯への国の補助を活用しておりますので、今後それが拡大していくということになれば、どのような支援ができるのか考えていかなければならないと思っております。

教育政策課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第32号 宮崎県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

高木委員

先生方の働き方改革というのは大きな課題で、学校への視察に行かせていただいた際にも現場は困ってらっしゃるなど感じたところですが、この規則ができることに伴い、恒常的に守れてないなというようなところがもし出てきた場合には、学校の先生方への指導や助言、あるいは必要に応じて支援するといった対応とか、規則の細目みたいなものはあるのでしょうか。

教職員課長

今回の勤務時間の上限については服務監督権者が定めることされており、服務監督権者というのは、県立学校は県教育委員会、小中学校は市町村教育委員会となっております。

ります。この規則に罰則規定はございませんが、学校の働き方改革を進めるという教育委員会の姿勢を強く出すという点で非常に重要なことであると考えております。この上限が守れていない場合に指導するかどうかについては今後検討していくのですが、45時間に近づけていく努力はしていかないといけないと考えております。

島原委員

働き方改革をしつつこれを目指すということは、現場にはやっていただきたいと思うのですが、一つ疑問に感じたのは、特別な事情により業務を行わざるを得ない場合の規定について、1箇月に100時間未満というのはもしかしたらあり得るかもしれないですが、1年間という長期に渡って想定される特別な事情というのはどういった想定がされているのか、感覚的には720時間という時間は非常に多いなと感じるのですがいかがでしょうか。

教職員課長

これまでの状況を見ますと、児童生徒に係る学校での事故等に関して対応が長引く場合であったり、いじめや不登校の児童生徒に関する保護者の方との協議が必要な場合などに勤務時間が長くなるといった状況がありますので、こういった想定を踏まえて国から指針が出たものと考えております。ただ、この特別な事情に関する部分については例外規定のほうに平均時間といった基準も決まっておりますので、実際にはこちらで見ていくことになるかと思いますが、具体的にはこれから様々な事例が出てくるのではないかと思います。

島原委員

バランスは非常に難しいと思いますが、複数月で管理をした場合、例えば6箇月非常に忙しい時期があった場合、それに対して次の6箇月には人の補助を入れるとか、かなり抑えた勤務形態を考えて手厚く改善を図らないといけなくなると思いますので、この上限の意味を現場の皆さんもよく理解した上で必ず守っていくように努めていただきたいと思います。

教職員課長

趣旨をしっかりと御理解いただけるように校長会等でも御説明してまいりたいと思います。

松田委員

これを目標に頑張っていくということを学校現場には周知しないといけないのですが、一方で達成は簡単ではないということを文科省に言う必要があると思います。例えば教職員の勤務時間が8時から5時の約8時間だったとして、普通科においては既に7時半から0時限が始まっていて、学校経営案に一日当たりの勤務時間を外れた時間が明記されていること自体が既に前提として崩れていて、この上限の45時間以内に収めようというのは非常に難しいのではないかと思います。頑張ってはほしいのですが、適切な教職員の配置やそれに伴う補助的職員の配置について強く要望していくことも並行してやっていただかないといけないと思いますし、先ほど申し上げたように学校経営案に記載してあること自体が労働基準に対する軽視のような感じが

するので、そこは考えていっていただきたいと思います。

教育長

業務量の適切な管理の基準ということで、基準を示すことの意味は二つあって、一つは教員を保護しようということ、数字が設けられている部分と、もう一つは、逆にここまではいいのではないかという見方もあるのかなと思います。まずは業務量自体のカウントの仕方についてもう少し整理していく必要があると思いますし、委員がおっしゃられたように色々な手立てと併せて全体的に取り組んでいかなければならないという課題もあります。今後結果として数字が出てくることで、いずれの基準をとっても最低でも1箇月に100時間を超えることがないように取り組んでいかなければなりません。上限を設けることでできる限りガイドライン内に入っていきように努力していかなければならないので、まずは先に規則で数値を示して、協議を重ねながら手立てを講じて意識を醸成していくということになると思います。取組状況については、また実態調査の結果を教育委員会でもお示ししますので、今後も引き続き協議していただきたいと思います。なかなか数字の達成状況は厳しい状況がありますが、先ほどもありましたスクール・サポート・スタッフや部活動指導員の予算も増やしてきておりますので、その効果を検証していきたいと思います。

島原委員

数字ありきではなく中身が大事ですので、全体の働き方改革を考える中で業務の効率化を図って行って、そこから生み出した分を子供たちの指導のほうに向けていかなければならないと思います。数字を意識してこの中に収めていこうと、みんなで知恵を出し考えることが大事だと思います。民間もあらゆる手を使って働き方改革をやらうと努力していて社会的な動きでもありますので、その流れに乗っていくというのは大事だと思います。一方で、先生方には学校の中だけではなくて社会にも目を向けていただきたいので、ぜひ時間を生み出していただきたいと思います。

松田委員

私も宮崎市内に住んでおりますが、市の教育委員会も夕方以降は留守番電話にするなどの取組をされていて、県の取組が市町村に浸透していると思いますが、働き方改革は上限時間だけではいけないという課題のほうも文科省に訴えていただかないと、教員になりたいという人が増えないのではないかと思います。うまくいっている部分だけではなく、そうではない部分も明記していかないといけないのではないかと思います。

松山委員

上限時間に関しては、まずは目標を定めるという程度になってしまうとは思いますが、業務量の適切な管理を行うことは教育委員会が義務を負っていて、時間を明記することには一定の意味があると思います。ただ今後については、こういった形で時間を管理していくのかについて、ガイドラインにとどまらず規則に準ずるような規定を作っていないと現実的ではないのかなという気はしたところです。

教育長

まずは教育委員会規則として努力目標を掲げるということで、次の議題では働き方改革の具体的なプランについて説明があるところです。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第33号 「学校における働き方改革推進プラン【改定版】」について

教職員課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

松田委員

アンケート内容についてですが、資料14ページの「毎日忙しい」と感じる理由に「本来家庭ですべき教育内容まで求められる」という項目があるのですけれども、具体的にはどういった内容なのか教えていただけないでしょうか。

教職員課長

文部科学省が出した通知の中で、基本的に学校以外が担うべき業務として、児童生徒の登下校に関する業務、放課後から夜間などにおける見回りや児童生徒が補導された時の対応、学校徴収金の徴収・管理、地域ボランティアとの連絡調整などが示されております。この通知については各学校のほうにもお伝えをして、地域と連携してできるだけ家庭や地域のほうでお願いしていくよう進めております。ただ、中身によっては難しい状況もありまして、学校も大変苦慮されているという声はお聞きしております。

松田委員

少し分からないのですが、登下校の見回りは高校生についても行われているのでしょうか。

教職員課長

今御説明しましたのは文科省の通知の内容をお伝えしたところで、先生方からお伺いしている意見としては、スマホの指導であったり食事のマナーについてなども含まれるのではないかと分析しているところです。

松田委員

中学校や高校の先生方については、登下校の見回りではなくスマホや食事のマナーの指導を負担過重として感じていらっしゃるということですのでよろしいのでしょうか。

教職員課長

今申し上げたのは校長会等で伺っている一部の意見を御紹介したもので、このアンケートの中身の詳細まで把握できてはいない部分がありますので、全てがそれに当てはまるかどうかは詳しく調査をしてみないと分からないところです。

松田委員

私としては家庭での勉強を補習などで補っているということかと解釈したところだったので、具体的な内容が分からないと県としても具体的な取り組み方が分からないのではと思ったところでした。

教育長

業務の定義や時間のカウントの仕方というのをもう少し整理していかないと、どこまでが家庭教育なのかというのは、学校教育の中に随分入り込んで部分もあると思いますので、考え方の整理は必要かと思います。

高木委員

年休取得についてはどの業種も苦勞されていて、国のほうからも最低5日間は年休を消化しなさいと言われていて促進に努めなければならないわけですが、学校は校種によっても違うところがあると思いますし、ただ言葉だけで促進と言っても、取りなさいと言われても休めない実態はあるかと思います。我が子の卒業式があっても自分が卒業生の担任で出席できないといった話が問題になったこともありましたが、学校の先生という立ち位置は年休と考えると非常に難しいところがありますので、例えば代理の先生が入りやすくするとか、何か具体的なお考えが現時点であれば教えていただきたいと思います。

教職員課長

現時点では、年休を取りやすい環境を作りましょうという全体的な呼びかけはしておりますが、具体的に人的な配置についてといったところまではまだ進んでおりません。年休取得については、各市町村教育委員会で目標の日数を定めておまして、県立学校でも12日を目標にしてそれ以上に取れるようにしていこうと進めているところです。また、夏季休暇についても現在は3日となっておりますが、来年度から5日として学校のほうに通知をしたところであり、より一層休みが取れる環境づくりを進めていきたいと考えております。

高木委員

夏季休暇を年休取得にあてるのか、それとも別となるのでしょうか。

教職員課長

年休ではなく別の特別休暇になります。

島原委員

働き方改革推進プランのほうになります。80時間というのはいわゆる過労死ラインと言われておりますが、そのラインにいかねばいいという話ではなくて、こ

のプランにも書いてありますけれど、様々な疾患につながる可能性や発症の確率というのは人によって違うでしょうし、45時間というのが目安だとして45時間を超えてくると、またそれに近くなってくるということは、身体面でもメンタル面でも気を付けなさいというシグナルになると思いますので、フォローが大事ではないかと思います。例えば産業医の先生に45時間を超えたら必ずフォローしてもらえとか、時間を減らすということを考えつつ、万が一45時間を超えた場合の体制も併せて作る必要があるかなと思います。

松山委員

色々な視点が必要だと思うのですが、「働き方に対する意識について」のところ、小学校の先生方が特に忙しいと感じていらっしゃる実態があるようなのですが、推進プランの8ページ以降の「時間外業務時間の状況」の教諭等の欄をみると、高等学校の先生が特に80時間以上の残業が多くて、実際には小学校の先生は45時間未満のほうが多いという統計があります。絶対量としての業務量の査定も必要ですが、自分がやるべき仕事なのかどうか、ゆとりをもって仕事ができているかどうかという、それぞれの仕事に対する意識という視点も考えてガイドラインを作っていくかといけなかなと感じます。小中学校では「教育課程にゆとりがない」というコメントが並んでいるのに対し高校にはそれはありませんし、子供の年齢や授業のスタイルでも違うのかもしれないのですが、学校という職場の環境や仕事に臨む気持ちの問題という視点も踏まえながら、どう改革をしていくかということは考えていったほうがいいのかと思いました。

教職員課長

時間と意識というのはやはり違ってくる場合がございまして、小学校の場合で言いますと、やはり学級担任制を引いている関係で負担を感じている先生が多くなっているのではないかと思います。今後35人学級や教科担任制が拡充していくことで、小学校のほうはかなり意識が変わってくるのではないかと思います。一方で、高校や特別支援学校については、高校の校長、副校長、教頭先生でも80時間以上されている方がまだ0パーセントにならないとか、教諭等についても26パーセント以上いらっしゃるという現状がありますので、部活動や課外など学校の特色を作るために一生懸命取り組んでおられるところを効率的にやっていく方法として、例えば部活動指導員のように人の力を借りてできることについては、活用させていただきながらやっていかないとはいけなかなと考えているところです。

教育長

10ページを見る限りは高等学校の教諭等では80時間を超えている方が多く、中学校も下がってはきているもののまだ一定数おられて、小学校に比べると中学校高校の課題というのは一つは部活動があるということが大きな差かだと思いますので、部活動の在り方をどう考えていくかというのは大きな悩みであると思います。国体を控え期待も大きく時期も徐々に迫る状況の中で、働き方改革も進めていかなくてはならないので、この委員会の中でも議論していかなければならないと思っています。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ その他① 宮崎県産業教育審議会の答申について

高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

島原委員

農業の大切さはこれから増してくるんじゃないかなと思うんですけども、本質的に農業というのが安全保障や環境保全といったところがあって、これから注目を浴びていく重要な分野だということをお子たちに理解していただいて、それを担う気概を育てていくことが大事だと思います。そういったことをもっとストレートに表現してもいいのかなと思いました。

教育長

私も答申を寺原会長から直接いただいたのですが、グローバル化やスマート農業への発展など時代の変化に伴って、農業も基幹産業の一つとして、地域が担い手として持続していかなくてはならないという視点で見ましたということでした。これまでと少し違うのはやはりグローバルという視点から入っているところかと思います。外国産の農産物はすごく安いですが、宮崎県産のものは安全安心で健康によいとか色々な意味で付加価値というアドバンテージをどこまで伸ばしていけるか、また、それを加工してさらに経済的な付加価値を付けていくという展開があります。そしてさらに、省力化という意味でのスマート農業やICTを活用した農業といった新しい農業を展開していき、それを自分たちが担っていくんだということをお子たちに伝えていくことが必要です。生産だけでなく加工生産とか色々な段階を含めた農業産業という視点について、寺原会長ともお話ししました。それに結びつくような高校教育、いずれは中学生レベルにもと考えていますが、中身が盛りだくさんで消化できるのかなという部分もありますので、農業教育の在り方については今後も議論をしていかなくてはならないと思います。

島原委員

産業の根本の部分で、農業が発展すれば二次産業、三次産業も全て引っ張られていきますので、本県経済にとっても非常に大事なことだと思います。御紹介したいのはドイツに行った時の農家さんとお話ししたのですが、農家の仕事は生産物を作るだけではなくて土地を守って土地をいかに活用するかなんだとおっしゃっていて、酪農で出た糞尿を活用してエネルギーを生み出すのも私たちの仕事なんだとお話を聞いて、かなり視野が広いなと感じたのですが、そういうことも考え方として学んでいただけたらなと思いました。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 県立高校生の就職内定状況について

高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

高木委員

数値は1か月遅れなのでこれから先の伸びがあるのかもしれませんが、数値の裏にある県内経済の状況というのは、これ以降も調査や把握などされるのでしょうか。

高校教育課長

今回は就職支援コーディネーターなどから聴き取った内容でして、どういうマッチングがあったのか、県内が増えたとか、求人の数や求人を出した時期の状況などを聴取の中で整理して行って、今後にかしたいと考えています。

高木委員

今年の成果を来年出さなくてははいけませんし、そのように取り組んでいただいて県内に残っていてももらいたいなと思います。

島原委員

61.5パーセントというのは喜ばしい数字だと思いますし、学校や地元企業の皆さんの努力のお陰だと思います。コロナ禍の影響で地方で働くということの価値が上がってきているこの機を捉えて、どういった考えで宮崎で就職されたのかという事例を拾い上げて紹介していく必要があると思います。一つ気になる話を聞いたのは、大手企業で取消まではいかないけれども内定が延ばされている状況があるということも聞いておりますので、そういうことがないようにしっかりフォローをお願いしたいですし、大手はドラスティックにやることがあるということを、生徒さんは客観的に知っておく必要がありますし、現状を正確に捉えて分析をしていただきたいと思います。

高校教育課長

ありがとうございます。学校の進路担当や就職支援コーディネーターにも今年の検証も含めまして、雇い止めとかそういう現状があったのかどうかということもしっかり調査してまいりたいと思います。

教育長

これから残りの89人をなんとか就職につなげていくことが第一ですが、次の高校2年生がコロナの影響でかなり厳しい状況があるようですので、産業界にもお願いし

ながら、教育委員会も関係部局とも連携しながら次年度に向けて色々取り組んでいきたいと思えます。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他③ 令和3年度宮崎県公立学校教員採用特別選考試験（1月実施）の結果について

教職員課長

（資料に沿って説明）

説明は以上です。

高木委員

この応募と受験は6名で合格は5名となっておりますが、1名の方は辞退されたのでしょうか。

教職員課長

はい、1名の方は辞退されております。

高木委員

小学校の先生の採用倍率が1.9倍と下がってきているということで非常に苦労されているのはよく分かるのですが、今後、小学校教諭の質の向上ということの対策などあれば教えてください。

教職員課長

今回の倍率の低い部分も含めて色々検討してきております。来年度に向けた主な変更点ということで先日公表させていただいたところですが、例えば他県の元職員の方の経験年数を3年としていたところを2年に縮小して他県から受験できるようにしたり、大学からの推薦枠を小学校だけではなく中学校の国語にも広げたり、県外での受験については、今まで小学校と中学校のみ行っていたところを高校や特別支援学校の一部の教科、具体的には養護教諭や栄養教諭にも拡大して県外で受けられるようにしたり、また、1月に実施した特別選考試験の追加選考試験についても実施してまいりたいと考えております。

教育長

全国平均が2.7倍と公表されたように、宮崎県は少し改善はされたのだけれども、まだまだ質の確保という観点では応募が少ないという状況です。まず地元の宮崎大学教育学部の定数が少ないということですので、定数増について文科省、宮崎大学にも直接お願いをして、宮崎大学からも前向きな検討をいただいているところです。また、来年度実施になります宮崎県教員卒の入試も始まりますので、人材確保と質の

確保に向けてありとあらゆる手を講じて取り組んでいきたいと考えております。

松田委員

今までも自治体間で教員や非常勤の確保とかで取り合うことが実際に宮崎県内でもあったかと思いますが、これからは他県との競争が必要になってきているということですね。一昨年、関東の高校に視察させていただいた際に埼玉県でも人材確保で苦労されているということで、県立高校で教員基礎コースというのを30校くらい設けて、選択授業の中に概論とか教育実習などを入れるといった取組を行うなど、他県でも教員の確保に努めてらっしゃると聞いております。既に教育長が宮崎大学に働きかけられて大学との連携は取れていると思うんですけども、今後他県との競争激化が予想されるので、県立高校の普通科の選択教科等で教育講座のようなものを求めていく必要があるかなと思っているところです。小学校は採用人数を満たさず中学校も欠員が生じているという状況は、今年度だけでなく昨年度もだと思いますので、このままだと来年度もこういった状況は予想されます。先月、今後35人学級とする場合には172名の教職員が不足するという説明もありましたので、教員になりたい人に夢を持たせるような、高校における教員養成的な選択肢があってもいいのかなと思います。

高校教育課長

他県では特に福島県あたりは医学生や教員が少ないということで、コース制を導入するといった動きがあるように聞いております。本県でもそういうことが可能なのか、生徒と保護者、そして地域からそういったニーズがあるのかも踏まえ、コース制となると学校の中で設けることもできますし、普通科改革の中で対応することもできますので、ニーズや方法等について今後研究してまいりたいと思います。

松田委員

先日「みらい・みやぎき まなび隊」で南高校を中心とした「ひむか人財育成セミナー教師みらいコース」の内容が放映されていたと思いますが、そういったきっかけを我々が作っていかないといけないと思うので、こういった働きかけをしてほしいと思います。

教職員課長

この前の放送にあったこのコースに今年度は541人に登録していただいております、その中に128名の今年度の卒業生がおりまして、その内45名が本県を受験していただき25名が実際に合格しておりますので、高校生を対象としたこの取組には大変大きな効果があると感じております。県内で14校の高校から受験していただいておりますので、高校生の時期から教員への夢を持ってもらうということはとても重要であると考えております。

教育長

宮崎県教員枠ができて、最初は15名ということで教職院大学へも5名いますので最大20名とカウントできるんですけども、できたらもっと拡大していきたいと思っています。もちろん県外からでも宮崎で教員になりたいという方がいれば喜ん

で受け入れたいと思いますが、私学も含めてやはり宮崎県の高校から入っていただいて、地元から宮崎県の教員になるということに結びつく取組をしっかりとやっていかなくてはならないと思います。子供たちにも十分受け入れてもらえる素晴らしい職業だと思いますので、我々も人材育成から協力して、さらには採用もしていくというのは日本初ということで宮崎大学にも理解してもらったので、最初は20名からですが、できたら枠を拡げていきたいと考えているところです。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、3月12日、金曜日、14時からとなっておりますのでよろしく申し上げます。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(1 6 : 4 6)